

岩手県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第27号

岩手県環境影響評価条例の一部を改正する条例

岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(方法書の送付)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書を送付しなければならない。</p>	<p>(方法書の送付)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、<u>方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）</u>を送付しなければならない。</p>
<p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第8条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</u></p>	<p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第8条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>
	<p><u>(方法書説明会の開催等)</u></p> <p><u>第8条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第7条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。</u></p> <p><u>2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催</u></p>

(方法書についての意見書の提出)

第9条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 [略]

(準備書の送付等)

第15条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第9条第1項及び第11条第1項の意見並びに第13条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第7条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条及び第17条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第16条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月

を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第9条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 [略]

(準備書の送付)

第15条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第9条第1項及び第11条第1項の意見並びに第13条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第7条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第16条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内におい

間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第17条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(評価書の公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条第3項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦

て縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準備書説明会の開催等)

第17条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第8条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第17条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第17条第1項及び同条第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(評価書の公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条第3項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦

覽に供しなければならぬ。

(報告書の公告及び縦覧)

第34条 事業者等その他規則で定める者は、前条第1項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならぬ。

(環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続)

第48条 知事は、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第4条第2項、法第10条第1項又は法第20条第1項の規定により意見を述べようとする場合には、審査会の意見を聴くものとする。

## 2 [略]

(県等との連絡)

第49条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれらに協力を求めることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岩手県環境影響評価条例(以下「改正後の条例」という。)第8条、第16条、第23条又は第34条の規定は、この条例の施行の日(

覽に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。

(報告書の公告及び縦覧)

第34条 事業者等その他規則で定める者は、前条第1項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。

(環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続)

第48条 知事は、次に掲げる場合には、審査会の意見を聴くものとする。

(1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第3条の7第1項(法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。)の意見を述べようとする場合

(2) 法第4条第2項の意見を述べようとする場合

(3) 法第10条第1項の規定により意見を述べようとする場合

(4) 法第20条第1項の規定により意見を述べようとする場合

## 2 [略]

(県等との連絡)

第49条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれらに協力を求めることができる。

以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る岩手県環境影響評価条例第6条第1項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、同条例第14条第1項に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)、同条例第22条第2項に規定する環境影響評価書又は同条例第33条第1項に規定する報告書について適用する。

3 改正後の条例第8条の2(改正後の条例第17条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

4 改正後の条例第48条第1項第1号の規定は、施行日以後に環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の7第1項(同法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定により知事に意見を求められた場合であって当該意見を述べようとするときについて適用する。